

石川町災害廃棄物処理計画

概要版（素案）

基本的事項

1 計画策定の背景及び目的

我が国は、自然災害が発生しやすい国土であり、近年では気候変動の影響と見られる風水害が発生する等、毎年のように多くの災害が日本国内の各所で発生しています。本町では、平成 23 年東北地方太平洋沖地震（以下、「東日本大震災」という。）や令和元年度台風第 19 号（以下、「令和元年東日本台風」という。）において災害廃棄物の処理を行いました。本計画策定前であったこともあり、災害廃棄物の処理に多大な労力を要しました。

こうした背景から、「石川町災害廃棄物処理計画」（以下、「本計画」という。）を策定し、過去の教訓を活かすとともに、本町が被災した場合を想定した災害廃棄物処理について、必要となる事項をあらかじめ計画としてとりまとめました。

2 計画の位置づけ

本計画は、環境省の「災害廃棄物対策指針（改定版）（平成 30 年 3 月）」（以下、「災害廃棄物対策指針」という。）を踏まえ、石川町地域防災計画（以下、「町防災計画」という。）や「石川町一般廃棄物処理基本計画」を補完し災害時の廃棄物処理に関する事項を具体化した形で策定するものとし、県計画等とも相互に整合を図ります。

3 対象とする災害

◇対象地震

町防災計画において、対象の災害とされている地震災害では、石川町における具体的な被害棟数は示されておらず、また、県計画においても石川町の被害棟数は 0 と想定されています。

このため、災害廃棄物発生量等の推計では、対象災害として、本町の東日本大震災の被害実績データを使用することとしました。

◇対象水害

本町で水害の発生が想定される阿武隈川、北須川・今出川、社川の 4 河川及び 4 河川同時氾濫時の合計 4 パターンを対象の災害としました。

3 対象とする廃棄物

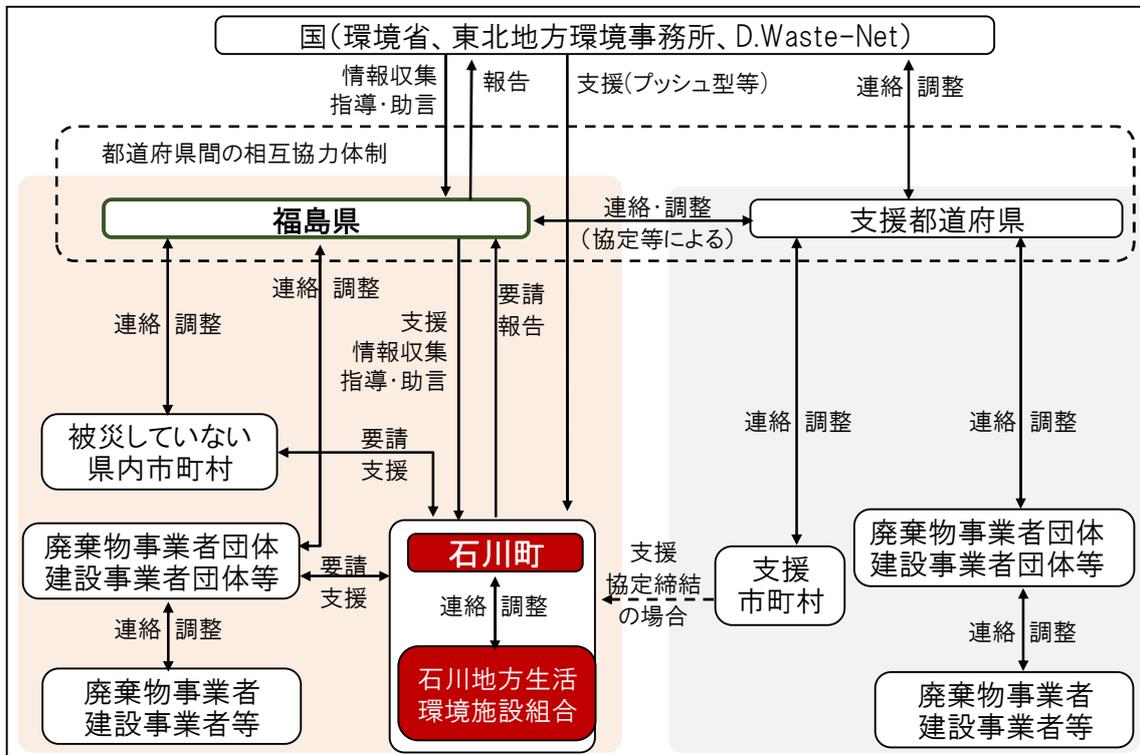
本計画において対象とする廃棄物を以下に示します。災害時には、通常の生活ごみに加えて、避難所ごみや片付けごみ、仮設トイレ等のし尿を処理する必要があります。

災害廃棄物の種類	
可燃物/可燃系混合物	廃家電（4品目）
木くず	小型家電/その他家電
畳・布団	腐敗性廃棄物
不燃物/不燃系混合物	有害廃棄物/危険物
コンクリートがら等	廃自動車等
金属くず	その他、適正処理が困難な廃棄物

4 組織体制及び協力体制

災害廃棄物の処理は災害対策本部の救援対策部において、防疫衛生班を担う生活環境課が行います。また、他部局とも連携をとり迅速・的確かつ適正な廃棄物の処分等に努めます。

また、被災状況に応じて、国や県、他市町村の担当課との相互協力体制を構築するとともに、民間事業者やボランティアとの連携を深めることで、処理体制の強化を図ります。



災害廃棄物対策

5 災害廃棄物処理の基本方針

①衛生的かつ迅速な処理

大規模災害時に大量に発生する廃棄物について、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障が無いよう、適正な処理を確保しつつ、円滑かつ迅速に処理することとし、状況に応じて可能な限り短期間で処理を目指します。

②分別・再生利用の推進

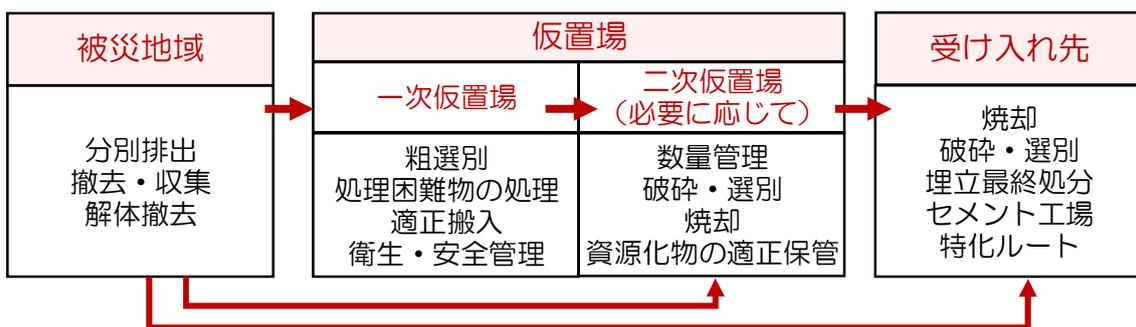
災害廃棄物の埋立処分量を削減するため、分別を徹底し、再生利用、再資源化を推進します。

③環境に配慮した処理

災害廃棄物の処理現場の周辺環境等に十分配慮して処理を行います。

6 災害廃棄物処理の流れ

災害廃棄物処理の処理のフローは次のとおりです。



7 災害廃棄物発生量の推計

本計画で対象とする災害のうち、東日本大震災の建物被害の実績値を用いた推計結果及び阿武隈川、北須川・今出川、社川の4河川同時氾濫時の推計を以下に示します。

災害廃棄物発生量の推計結果

対象災害	災害廃棄物発生量 (t)							
	可燃物	不燃物	コンクリート がら	金属	柱角材	その他	土砂	合計
東日本大震災	9	222	435	9	154	26	-	853
4河川同時氾濫時	6,915	111,715	15,671	968	3,282	920	18,938	158,408

8 既存処理施設での処理可能量、広域・民間での処理量

本町で発生する災害廃棄物を既存処理施設（石川地方生活環境施設組合）で処理する場合、対象地震においては既存処理施設での処理が可能であると想定されますが、対象水害においては既存施設の処理可能量を上回る災害廃棄物の発生が予想されます。処理しきれない災害廃棄物については、県や他自治体、民間事業者等に支援要請を行い、広域・民間での処理を行います。

各施設における処理可能量（4 河川同時氾濫時）

施設	対象	発生量	既存施設処理可能量	広域・民間処理
焼却施設	可燃物	6,915 t	1,721 t	5,193 t
最終処分場	不燃物	111,715 t	3,718 t	109,724 t

9 仮置場

仮置場は、災害廃棄物を分別、保管、処理するために一時的に集積する場所であり、被災した家財を含む災害廃棄物の速やかな撤去、処理・処分を行うために設置します。本町では、最大約 16 万 t の災害廃棄物が発生します。1 年程度で全ての災害廃棄物を集め、3 年程度で全ての処理を終えることを想定した場合、約 3.8 万㎡の仮置場が必要となります。

仮置場の選定にあたっては、過去の災害時に利用した仮置場も含め、立地条件や効率的な収集運搬ルート等を検討し、生活圏から速やかに災害廃棄物を撤去できるように努めます。

過去の災害時の仮置場（抜粋）

名称	面積 (㎡)	災害廃棄物等の種類
総合運動公園第 1 駐車場	7,604	可燃、家具、たたみ、金属くず、家電、
総合運動公園第 2 駐車場	4,240	可燃、木くず、布団、不燃、ガラス、陶器
総合運動公園多目的広場	14,560	可燃、家具、不燃、家電、危険物
鳥内振興会館	1,000	混合廃棄物
総合運動公園サブグラウンド	12,054	
総合運動公園第 1 駐車場西側	3,000	

10 計画の見直し

本計画は、国の指針や町が作成する地域防災計画、一般廃棄物処理基本計画等が改定された場合等に適宜点検・見直しを行います。